Deutsche
Asset Management

平成 28 年 11 月 10 日

受益者及び投資家の皆様へ

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

「日興ＤＷＳエマージング・ニューディール・ファンド」
信託終了（繰上償還）決定に関するお知らせ

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「日興ＤＷＳエマージング・ニューディール・ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、平成 28 年 10 月 13 日（木）現在の受益者を対象に、信託終了（繰上償還）に係る書面決議を行いました。

その結果、当ファンドにおいて、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる賛成が得られましたので、当ファンドは平成 28 年 11 月 25 日（金）をもって信託を終了（繰上償還）することとなりましたのでご案内申し上げます。

当ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

＜信託終了（繰上償還）に係る日程＞

取得申込みの受付	平成 28 年 11 月 11 日（金）まで
解約請求（換金申込み）の受付	平成 28 年 11 月 22 日（火）まで
信託終了（繰上償還）日	平成 28 年 11 月 25 日（金） ※償還金は、平成 28 年 11 月 28 日（月）以降、お取引のある販売会社を通じてお支払いさせていただきます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

＜換金のお申込みに関する留意点＞

解約請求の受付最終日は平成 28 年 11 月 22 日（火）までとなりますが、解約請求の受付最終日以前の解約請求であっても、それまでの他の受益者の方々の解約状況により、最終受益者に該当することとなった場合には、解約請求としてお取扱いすることができず、解約請求の受付の中止及び既に受付けた解約請求の受付の取消しを行ったうえで、信託終了（繰上償還）によるご換金とさせていただきます。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の解約請求によるご換金よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

なお、解約請求によるご換金の場合、通常の解約手続きに基づき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。信託終了（繰上償還）日までお持ちいただいた場合は、信託財産留保額はかかりません。

＜今後の運用＞

償還金の支払いのため、当ファンドに組入れている有価証券等の売却を行う予定です。そのため、償還日までの期間において、運用の基本方針に則った運用ができなくなることがある点に、ご留意下さい。

今後とも弊社ならびに弊社のファンドについて、お引き立てを賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具